

平成18年10月16日

関係団体 各位

経済産業省製造産業局  
産業機械課

### 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置等について

経済産業省は、今般、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成18年10月13日閣議決定)に基づき、北朝鮮から全貨物の輸入を禁止するとともに、北朝鮮から第三国への仲介貿易取引及び北朝鮮からの輸入に係る代金の支払を禁止する措置を講ずることとしました。

#### 送付資料

- ・ 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置等について
- ・ 北朝鮮に対する制裁措置に係る中小企業者対策について

平成 18 年 10 月 13 日  
経 済 产 業 省

## 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置等について

経済産業省は、今般、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成 18 年 10 月 13 日閣議決定）に基づき、北朝鮮からの全貨物の輸入を禁止するとともに、北朝鮮から第三国への仲介貿易取引及び北朝鮮からの輸入に係る代金の支払を禁止する措置を講ずることとしました。具体的な措置内容は以下のとおりです。

1. 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止する。（外為法第 52 条）
2. 上記措置に万全を期すため、次の措置を講ずる。
  - (1) 仲介貿易取引の禁止  
原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（外為法第 25 条第 4 項）
  - (2) 輸入代金支払の禁止  
輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（外為法第 16 条第 5 項）
3. なお、上記措置のうち、人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとする。
4. 上記措置は、平成 18 年 10 月 14 日から平成 19 年 4 月 13 日までの間、実施するものとする。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 田中、丸原、井口

電話：03-3501-1511（内線 3242）

電話：03-3501-0538

平成18年10月13日

経済産業省

中小企業庁

## 北朝鮮に対する制裁措置に係る中小企業者対策について

北朝鮮に対する輸入禁止等の制裁措置発動（10月14日）により、影響を受ける中小企業者への支援として、本日、以下の措置を講じることとし、関係機関に指示しました。

### 1. 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局等に特別相談窓口を設置し、影響を受ける中小企業者の相談に応じる体制を整備。

○設置場所 全国651ヶ所（予定）

【内訳】	中小企業金融公庫	61部店
	国民生活金融公庫	152店
	商工組合中央金庫	99店
	信用保証協会	52協会
	主要商工会議所	231所
	商工会連合会	47会
	各経済産業局等	9局

### 2. セーフティネット貸付

相当程度影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融3機関において、セーフティネット貸付が利用可能。

○経営環境変化対応資金

【貸付限度額、貸付利率】

中小公庫 4億8千万円、基準金利（2.35%）

国民公庫 4千8百万円、基準金利（2.3%）

商工中金 4億8千万円、基準金利（2.35%）

【貸付期間、据置期間】

貸付期間：5年以内、特に必要な場合は7年以内

据置期間：1年以内、特に必要な場合は2年以内

### 3. セーフティネット保証

中小企業庁の指定する「業況の悪化している業種」に属し、影響を受けている中小企業者の方に、民間金融機関の融資に対する信用保証協会の保証を通常よりも優遇された条件で提供。

- ※ 指定業種に属さない企業の方も、一般保証等の利用が可能。  
また、今後、必要に応じ、指定地域・業種を追加されることもある。

- ・保証限度額：2億8千万円  
(一般保証限度額2億8千万円とは別枠での保証が可能。)
- ・保証料：各信用保証協会が設定する料率  
(一般保証の平均保証料1.35%に比べ、割安の保証料が適用。)
- ・保証条件：保証人は本人保証を除き原則不要。担保は必要に応じて提供。

#### ●本発表資料のお問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

担当者：松田補佐、楠瀬係長

電話：03-3501-1511（内線 5251）  
03-3501-0459（直通）

中小企業庁事業環境部金融課

担当者：齊藤係長、日高

電話：03-3501-1511（内線 5271）  
03-3501-1766（直通）

## 中小企業者向け特別相談窓口のご案内

困ったときは、お早めに下記の特別相談窓口へ

・ 中小企業金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-1260、名古屋相談センター TEL:052-551-5188、

大阪相談センター TEL:06-6345-3577、福岡相談センター TEL:092-781-2396

全国各支店: <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

・ 国民生活金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-4649、名古屋相談センター TEL:052-211-4649

大阪相談センター TEL:06-6536-4649

全国各支店: <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

・ 商工組合中央金庫

広報部(平日) TEL:03-3246-9366

(土日祝休日) TEL:0120-460-511, 0120-542-711

全国各支店: <http://www.shokochukin.go.jp/sho41h10.html>

・ 沖縄振興開発金融公庫企画調査部業務企画課 TEL:098-941-1740

・ 全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201

全国各信用保証協会: <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>

・ 全国商工会連合会 TEL:03-3503-1251

都道府県商工会連合会: <http://www2.shokokai.or.jp/urlinfo/search.asp>

・ 日本商工会議所 TEL:03-3283-7824

全国各商工会議所: [http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me\\_list99open.asp](http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp)

以下の窓口は、当分の間、土日も対応します。

・ 経済産業省中小企業庁経営安定対策室 TEL:03-3501-0459

・ 各経済産業局

北海道経済産業局 TEL:011-709-1783

東北経済産業局 TEL:022-222-2425

関東経済産業局 TEL:048-600-0321

中部経済産業局 TEL:052-951-2748

近畿経済産業局 TEL:06-6966-6023

中国経済産業局 TEL:082-224-5661

四国経済産業局 TEL:087-831-3289

九州経済産業局 TEL:092-482-5447

沖縄総合事務局 TEL:098-862-1452

なお、輸入禁止についてのご相談は、下記の窓口へご相談下さい。

以下の窓口は、当分の間、土日も対応します。

・ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課 TEL:03-3501-0538

・ 各経済産業局

北海道経済産業局 TEL:011-709-1752

東北経済産業局 TEL:022-215-7141

関東経済産業局 TEL:048-600-0262

中部経済産業局 TEL:052-951-4091

近畿経済産業局 TEL:06-6966-6034

神戸通商事務所 TEL:078-221-7901

中国経済産業局 TEL:082-224-5638

四国経済産業局 TEL:087-831-3289

九州経済産業局 TEL:092-482-5425, -0479

沖縄総合事務局 TEL:098-864-2321